

児童手当制度改正のお知らせ

—令和6年10月分（12月支給分）から手当が拡充されます—

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

1. 拡充内容

(1) 支給期間が高校生年代まで延長されます

高校生年代には児童1人につき月1万円支給されます。（第3子以降月3万円）。

(2) 第3子以降の支給額が3万円になります

改正前 手当の支給対象は中学3年生まででしたが、児童の人数を数える場合は、18歳年度末（18歳到達後、最初の3月31日）までの子を数え、第3子以降の加算を受けられるのは小学生まででした。

改正後 手当の支給対象は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある22歳年度末（22歳到達後、最初の3月31日）までの子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。
子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子を監護している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

児童の年齢	児童1人あたりの手当額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	30,000円

例

大学生1人 手当対象外 カウント1人目
高校生1人 月額1万円 カウント2人目
小学生1人 月額3万円 カウント3人目
⇒3人兄弟の月額合計 4万円

※大学生と標記しているのは、受給者に経済的負担がある18歳年度末以降22歳年度末までの子としてわかりやすく例示しています。

(3) 所得制限が撤廃されます

- ・所得が所得上限限度額以上のため手当が支給対象外だった方は、認定申請書を提出することで手当を受給できます。
- ・手当区分が特例給付（児童1人につき1ヶ月5,000円）だった方は手続き不要で手当が増額されます。

(4) 支給回数が年6回になります

拡充前は支払月の前4か月分を6月、10月、2月の年3回支払っていましたが、令和6年10月分（12月支給分）より、支払月の前2か月分を4月、6月、8月、10月、12月の年6回支払います。

4月支払	2月・3月分	10月支払	8月・9月分
6月支払	4月・5月分	12月支払	10月・11月分
8月支払	6月・7月分	2月支払	12月・1月分

裏面もご覧ください

2. お手続きについて

※制度改正にあたり、新たに受給資格が生じる方や受給額が増額する現行受給者の一部の方については、新たに受給または増額のための申請手続きが必要となります。

※併せて折り込みをしている「児童手当 制度改正 手続き要否確認フロー」をご覧ください。

(1) 「児童手当認定請求書」の提出が必要な方

- ・高校生年代の児童を養育し、現在児童手当を受給していない方
- ・児童の保護者の所得が所得上限限度額以上だったため支給対象外だった方

※児童の保護者のうち生計中心者（所得が高い方）が申請をしてください

※公務員の方は勤務先で手続きしてください

(2) 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の必要な方

- ・子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある 18 歳年度末から 22 歳年度末までの子を監護している方

(※現在、児童手当を受給している方、新規に児童手当を申請する方のどちらも、該当する場合は提出してください。)

3. 申請方法

郵送、または、役場住民課窓口で申請ください。必要な添付書類は以下のとおりです。

	申請書	必要な添付書類
①	児童手当認定請求書	・申請者全員： 本人確認書類の写し、請求者名義の口座が確認できるもの（通帳の写し等）、請求者の保険証の写し ・子が町外者の場合： 子のマイナンバー付き住民票、児童手当別居監護申立書
②	監護相当・生計費の負担についての確認書	・子が学生の場合：学生証 ・子が学生でない場合：子の保険証の写し ・子が町外者の場合：子のマイナンバー付き住民票

※郵送をされる場合は、ホームページに掲載している申請様式をダウンロードして申請してください。

4. 申請期間

- ・令和6年10月31日（木）までの申請：令和6年12月支給予定
- ・令和7年3月31日（月）までの申請：令和6年10月分に遡って順次支給
- ・令和7年4月以降の申請：申請月の翌月分からの支給

※申請内容の有無や内容などをご確認の上、申請対象者の方は期限までに必要書類をご提出ください。

※申請対象者であるかを確認したい方、制度改正について詳しく知りたい方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

大樹町役場住民課国保年金係

〒089-2195 広尾郡大樹町東本通33番地

電話 01558-6-2116